



第9回 うるぎトライアル RUN 10月13日撮影

主な内容

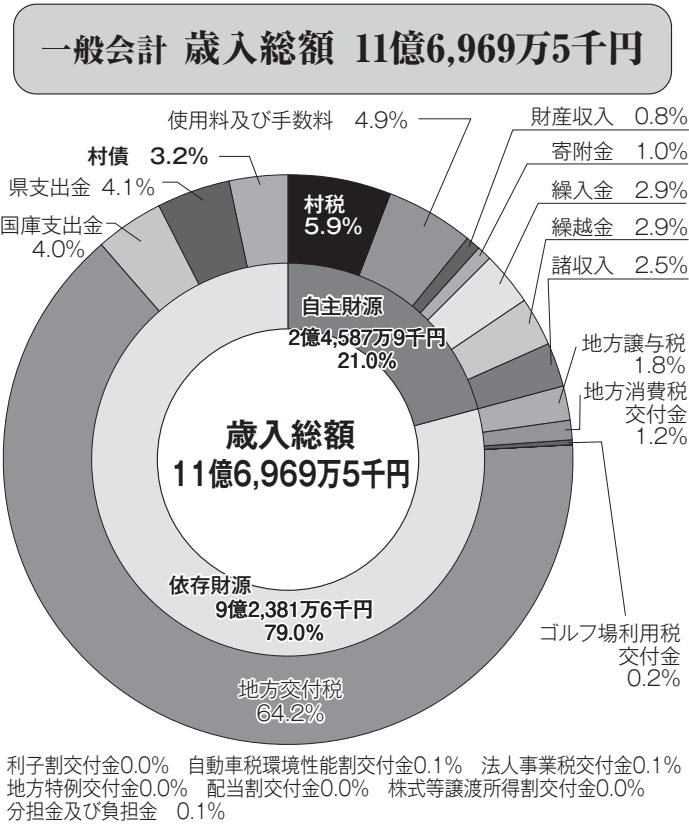
決算報告……	2～4
議会だより……	5
水道水の水質検査結果のお知らせ……	6
後期高齢者医療の医療費通知について 他……	7
国民年金 他……	8
長野県最低賃金のお知らせ……	9
新職員紹介／うるぎダイアリー……	10



令和5年度 決算概要

令和5年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は15億3,024万5千円、歳出総額14億5,122万4千円でした。

		(単位:千円)		
区 分	R5決算額	対前年比		
		増減額	増減率	
村 税	69,514	673	1.0	
地 方 譲 与 税	21,326	293	1.4	
利 子 割 交 付 金	11	△ 2	△ 15.4	
地方消費税交付金	13,993	△ 858	△ 5.8	
ゴルフ場利用税交付金	2,158	△ 386	△ 15.2	
自動車税環境性能割交付金	1,069	229	27.3	
法人事業税交付金	1,021	△ 79	△ 7.2	
地方特例交付金	0	△ 50	△ 100.0	
配 当 割 交 付 金	223	43	23.9	
株式等譲渡所得割交付金	223	91	68.9	
地 方 交 付 税	751,084	△ 7,108	△ 0.9	
分担金及び負担金	1,206	265	28.2	
使用料及び手数料	57,143	495	0.9	
国 庫 支 出 金	46,977	△ 45,123	△ 49.0	
県 支 出 金	48,110	△ 5,026	△ 9.5	
財 産 収 入	9,749	△ 10,279	△ 51.3	
寄 附 金	11,149	△ 4,712	△ 29.7	
繰 入 金	33,638	18,692	125.1	
繰 越 金	34,439	△ 13,384	△ 28.0	
諸 収 入	29,041	△ 2,327	△ 7.4	
村 債	37,621	△ 10,847	△ 22.4	
合 計	1,169,695	△ 79,400	△ 6.4	



主な増減の要因：主な要因の「国庫支出金」「県支出金」「財産収入」			(単位:千円)
区 分	増減額	主 な 要 因 (数値は増減)	
地 方 交 付 税	△ 7,108	普通交付税△13,706、特別交付税6,598	
国 庫 支 出 金	△ 45,123	国庫補助金△49,666	
財 産 収 入	△ 10,279	財産売払収入△7,069	
繰 入 金	18,692	教育基金12,088、ふるさと寄附金基金12,334、公共施設等整備基金△5,000	
繰 越 金	△ 13,384	繰越金 (一般財源) △13,384	
村 債	△ 10,847	過疎対策事業債△17,500、補助災害復旧事業債2,200	

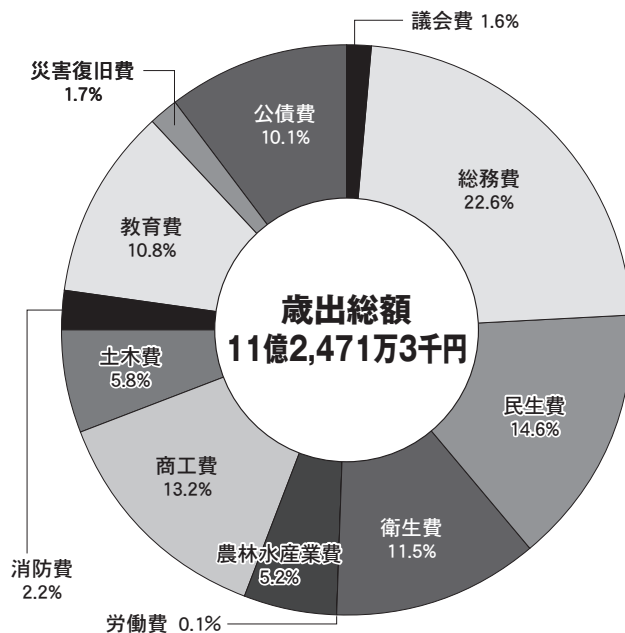
基金 (貯金) 残高		(単位:千円)		村債 (借金) 残高		(単位:千円)	
会 計	R5決算額	対前年比		会 計	R5決算額	対前年比	
		増減額	増減率			増減額	増減率
一 般 会 計	675,192	△ 4,898	△ 0.7	一 般 会 計	627,790	△ 75,004	△ 10.7
特 別 会 計	158,871	6,012	3.9	特 別 会 計	232,002	△ 58,203	△ 20.1
合 計	834,063	1,114	0.1	合 計	859,792	△ 133,207	△ 13.4

一般会計 歳出総額 11億2,471万3千円

目的別

(単位:千円)

区 分	R5決算額	対前年比	
		増減額	増減率
議 会 費	18,048	1,037	6.1
総 務 費	253,747	△ 11,241	△ 4.2
民 生 費	164,055	△ 40,735	△ 19.9
衛 生 費	129,353	△ 322	△ 0.2
労 働 費	1,265	633	100.2
農 林 水 産 業 費	58,193	△ 10,306	△ 15.0
商 工 費	148,935	△ 5,745	△ 3.7
土 木 費	64,748	△ 42,128	△ 39.4
消 防 費	25,016	△ 5,052	△ 16.8
教 育 費	121,496	7,830	6.9
災 害 復 旧 費	26,421	18,700	242.2
公 債 費	113,436	△ 2,614	△ 2.3
合 計	1,124,713	△ 89,943	△ 7.4



主な増減の要因：主な要因の「総務費」「農林水産業費」

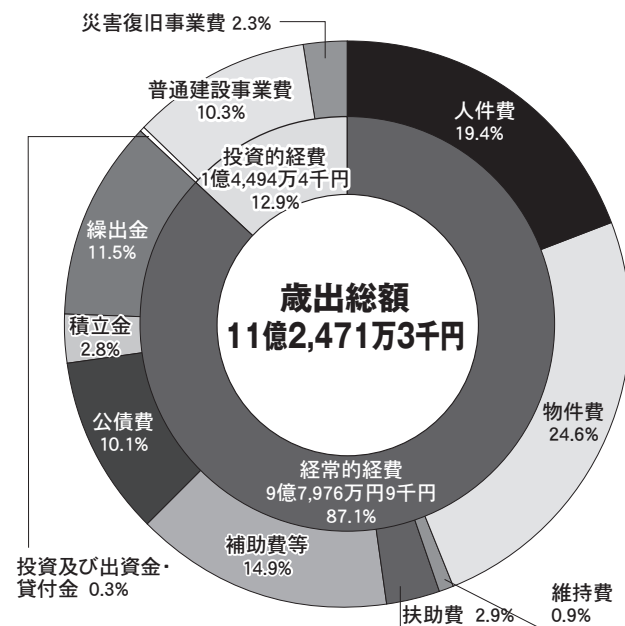
(単位:千円)

区 分	増減額	主 な 要 因 (数値は増減)
総 務 費	△ 11,241	財産管理費△5,015、地域おこし協力隊関係経費△3,425
民 生 費	△ 40,735	災害救助費△33,480
農 林 水 産 業 費	△ 10,306	農業費△5,717、林業費△4,589
土 木 費	△ 42,128	住宅費△41,216
災 害 復 旧 費	18,700	公共土木施設災害復旧費12,942、農林水産施設災害復旧費5,757

性質別

(単位:千円)

区 分	R5決算額	対前年比	
		増減額	増減率
人 件 費	217,641	11,974	5.8
物 件 費	276,903	△ 9,367	△ 3.3
維 持 費	9,953	145	1.5
扶 助 費	33,140	8,790	36.1
補 助 費 等	167,622	14,321	9.3
公 債 費	113,436	△ 2,614	△ 2.3
積 立 金	31,240	△ 1,146	△ 3.5
繰 出 金	129,834	△ 27,573	△ 17.5
投資及び出資金・貸付金	2,880	△ 480	△ 14.3
普通建設事業費	115,643	△ 102,693	△ 47.0
災害復旧事業費	26,421	18,700	242.2
合 計	1,124,713	△ 89,943	△ 7.4



会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名		歳 入			歳 出		
		R5決算額	対前年比		R5決算額	対前年比	
			増減額	増減率		増減額	増減率
一 般 会 計		1,169,695	△ 79,400	△ 6.4	1,124,713	△ 89,943	△ 7.4
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	60,290	△ 8,192	△ 12.0	57,012	△ 6,268	△ 9.9
	直 営 診 療 所 特 別 会 計	28,575	△ 2,735	△ 8.7	28,051	△ 2,805	△ 9.1
	水 道 事 業 特 別 会 計	83,749	△ 3,802	△ 4.3	81,086	△ 6,458	△ 7.4
	後期高齢者医療特別会計	8,207	△ 215	△ 2.6	8,207	△ 215	△ 2.6
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	52,747	3,648	7.4	46,815	△ 2,284	△ 4.7
	介 護 保 険 特 別 会 計	126,982	5,798	4.8	105,340	△ 981	△ 0.9
	介 護 サービス特別会計		△ 61,027	△ 100.0		△ 61,028	△ 100.0
合 計		1,530,245	△ 145,924	△ 9	1,451,224	△ 169,983	△ 10.5

財 政 指 標 状 況

(単位：％・千円)

項 目	R 5	R 4	説 明
財 政 力 指 数	0.11	0.11	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	5.1	3.9	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5％が望ましい。
経常収支比率	86.3	86.0	財政構造の弾力性を判断する指数、通常70％程度に収まることが妥当。
標準財政規模	719,442	736,745	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

財政健全化判断比率

指 標	比 率	説 明	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0％	20.0％
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の特別会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0％	40.0％
実質公債費比率	10.9％	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0％	35.0％
将来負担比率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0％	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道特別会計	下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。

議会だより

売木村議会定例会

令和6年第3回売木村議会定例会が9月10日から18日まで9日間の会期で開催されました。付議事件24件が上程され、原案どおり可決、承認されました。主な内容は次のとおりです。

請願・陳情

① 現行の健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について（採択）

② 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について（採択）

③ 政府の責任で医療介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願書について（採択）

報 告

① 令和5年度決算に係る健全化判断比率等の報告について

② 令和6年度売木村簡易水道事業の開始貸借対照表について

③ 令和6年度売木村農業集落排水事業の開始貸借対照表について

条 例

① 売木村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

② 売木村保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

③ 売木村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定について

決算認定

令和5年度一般会計、特別会計の決算については全て認定されました。なお、決算の内容は本誌2頁から4頁のとおりです。

補正予算

① 令和6年度売木村一般会計補正予算（第3号）について（20,221千円増額・村道補修工事4,133千円・休養センター修理2,035千円）

② 令和6年度売木村国民健康保険特別会計（国民健康保険事業）補正予算（第2号）について（3,152千円増額）

③ 令和6年度売木村国民健康保険特別会計（診療施設事業）補正予算（第1号）について（325千円増額）

④ 令和6年度売木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（93千円増額）

⑤ 令和6年度売木村介護保険特別会計（介護保険事業）補正予算（第2号）について（20,883千円増額）

人 事

教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

後藤俊文氏 同意

一般質問

5番 後藤智治議員

利便性や快適生活向上のため、基金の取り崩しや起債により取り組んで来た、道路改良や橋梁建設、また上下水道設備も半世紀が過ぎると共に施設の劣化が始まり改良やメンテナンスを計画的に行う時期が来ております。特に上下水道施設は日常生活に欠かせないライフラインであり、メンテナンスには多額の財源が必要と聞いており、その健全な運用が求められております。しかしながら、これらの財源となる基金は5年度末で上下水道設備基金合わせて2,900万円であり十分な状況ではありません。今後、災害時の復旧工事やメンテナンスに係る財源確保をどの様にお考えか村長にお伺いします。

村長答弁

上下水道は豊かで快適な生活環境と地域経済の発展に欠かすことのできない社会インフラであり、その重要性は今後も変わることはありません。しかしながら、今日、上下水道施設の維持管理を取り巻く環境は人口減少、並びに高齢化の進行等による水自給及び料金収入の減少が見込まれる厳

しい財政状況の中で老朽化する施設の更新や、災害対策の強化、地球温暖化防止に伴う省エネルギー化に向けた高度な運転管理など様々な課題への対応が求められていますが技術職員は採用できなく村では民間業者をお願いしているところであります。国では令和6年4月から上下水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管され上下水道体での効率化基盤強化に向けた取組を支援する方針も示されたところであります。農業集落排水は引き続き農林水産省の管轄であります。

さて、上下水道の管理につきまして、は国県の補助事業を活用しながら計画的に進めているところであります。令和5年度末で売木村の簡易水道加入者は216世帯461人で収入は1,583万円です。漏水工事、計装機器等設備更新等に2,413万円がかかっており、国県の補助金は726万円で残りは起債と一般財源で対応しております。また、下水道事業の収入は処理人口276人で1,497万円です。下水道管劣化調査等管路内の腐食部分の修繕、法適化移行汚泥処理、施設の修繕等で1,728万円かかっております。

その財源は国庫補助が450万円で残りは起債820万円一般財源508万円となります。上下水道会計は共に収入で維持経費が賄えていない状況が続いております。

起債償還金を含め、令和5年度の一般会計からの繰り入れは、5、620万円と多額な繰り入れで運営をされております。

住民の皆様には上下水道使用料等が高額というご指摘もございますが上下水道の維持管理運営のため、理解をお願いするところであります。平成10年に上下水道の敷設替えが終わり平成6年からは下水道整備が行われ10年から浄化センターが使われるようになって、どちらも26年経過しており、議員ご指摘のとおり経年劣化が心配されるところであります。村としては毎年上下水道整備基金に250万円を計画的に積んでおりますが基金状況は議員ご指摘のとおりであり基金が豊富なわけではないので上下水道はもちろんです。が、村内施設の老朽化も進んでおりますので令和2年3月作成の公共施設個別施設計画にのつて国の国土強靱化計画を活用しながら国県の有利な補助事業を取り入れ村内施設の修繕を計画的に進めていきたいと思っております。なお、農業集落排水事業につきましては平成30年度に農山漁村地域整備交付金最適整備構想を策定しております。今その計画で事業を進めているところであります。管路の更新は2034年から計画されており、事業費的には11億5千万円が予定されているところであります。

6番 小林久修議員

近年におきまして、世間やマスコミでも問題視されている、PFOS及びPFOA（有機フッ素化合物）の調査について質問します。

国の方で令和2年4月1日に水質管理目標設定項目に位置付けられPFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり50ナノグラム/リットルとする目標値が設定されました。売木村でのPFOS、PFOAの数値と今後の対応をお聞かせ下さい。

村長答弁

令和5年10月の日本水道協会のホームページにおいて、ある水道事業者の給水管水において高濃度の有機フッ素化合物が検出され、浄水場のの上流には有機フッ素化合物を排出するような工場も無いことから水質検査が必要であるということになりました。長野県環境部から8月30日付で極力令和6年度中に調査実施をしてほしいとの文書も来ております。住民の安心安全のためにも村としては実施を考えております。

住民課長説明

有機フッ素化合物とはどのようなものかと申しますと、炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物であり、代表的な物としてPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）がございます。主には撥水剤、消火剤、コーティング剤等に用いられており環境中で分解されにくく蓄積性が高い物質でございます。

国の調査ではこれらの有機フッ素化合物を継続的に多量に摂取した場合、発がん性や甲状腺異常などの健康影響の可能性が報告されておりますが、国際的にも科学的な知見が不十分で引き続き毒性評価の情報収集、検出状況の把握を進めることとしております。なお、環境省が令

和5年7月に作成したPFOS、PFOAに関するQ&Aによりますと、国内における有機フッ素化合物の摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事案は確認されておりません。

令和2年4月1日から水道水中のPFOS及びPFOAは国の水質管理目標設定項目でPFOSとPFOA合算で50ナノグラム/リットル以下に設定されました。1ナノグラムは1グラムの十億分の一です。1リットルあたり50ナノグラムは体重50キログラムの人が一日当たり2リットルの水を生涯に渡り摂取しても健康に対する有害な影響が表れないと考えられる値でございます。

報道等により排出源が有機フッ素化合物含有の泡消火剤を保有、使用する施設有機フッ素化合物の製造使用の実績がある施設等からの工場排水などが河川に流出し、浄水場や水源を汚染していると考えられることから、売木村での可能性を考慮し検査は行っておりませんでした。が、今年6月に国が都道府県に水道水の調査を依頼し小規模な水道水を含めた調査が初めて行われることになりました。そのような依頼を受け、今年度村内にある2つの水源で水質検査を実施することといたしました。水質検査にかかる経費は水源2ヶ所まで11万円でございます。

水質検査は先般依頼したところでございますので、結果はまだでございますが、結果が分かり次第村民の皆様へお知らせいたします。なお、水質検査で暫定目標値を超えるPFOS、PFOAが検出され

能登半島地震募金について

1月1日に発生した能登半島地震に対し役場で行っている能登半島地震募金は105,487円の寄付がありました。



ご協力ありがとうございました。

この募金は日赤長野県支部を通じて、被災地に送らせていただきました。

現在も募金を行っておりますのでご協力をお願いいたします。

またした場合には安心安全な水道水が提供できるよう速やかに対応いたします。

～水道水の水質検査結果のお知らせ～

国内において水道水における有機フッ素化合物（P F O S ・ P F O A）※1の基準目標値※2を超過する事例が確認されており、売木村でも水道水として供給している水源2箇所の有機フッ素化合物の検査を実施しました。検査結果は下記のとおりになりましたのでお知らせします。今後も調査を行い、安全性を確認してまいります。

採水地点	検査結果
軒川水源	不検出
岩倉水源	不検出

※令和6年9月24日採水

※不検出：基準目標値未満

※1 有機フッ素化合物とは、炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物であり、その総称をP F A S（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）と呼んでいます。P F A Sの代表的なものとして、P F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とP F O A（ペルフルオロオクタン酸）があり、P F O Sは主に金属メッキ処理剤、泡消火薬剤など、P F O Aはフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われており、水や油をはじく、熱や薬品に強いなどの性質を持っています。

※2 2020年に設定された日本の水質の暫定目標値は、P F O SとP F O Aの合計値で50ng/L（ナノグラム・パー・リットル）以下に設定されています。（1ng/Lは水1リットル中、10億分の1グラム）

◎P F O S及びP F O Aについて、詳しくは環境省が公表しているQ&Aをご覧ください。

◎その他の検査項目による水質検査結果は、売木村ホームページに掲載しています。



環境省「P F O S、P F O Aに関するQ&A集」
QRコード



売木村HP「水質検査結果について」
QRコード

後期高齢者医療の医療費通知について

長野県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に関する理解を深めていただくとともに、医療費が正しく請求されているかを確認していただくために医療費通知を年1回送付しております。

今年度は令和5年11月から令和6年10月診療分について令和7年1月下旬頃に送付されます。確定申告期間中に医療費控除の申告をされる場合は、11月・12月診療分は領収書を基に申告してください。

令和6年11月・12月診療分は令和7年1月から令和7年10月までの診療分と併せて、令和8年1月下旬頃の送付となります。

該当年度の12月上旬時点で被保険者が亡くなっている場合は医療費通知が送付されません。亡くなられた方の医療費通知が必要な場合は、長野県後期高齢者医療広域連合まで直接ご連絡ください。

(問合せ先) 長野県後期高齢者医療広域連合 保険事業室TEL 026-229-5320

飯田税務署より「所得税青色申告決算説明会等」の開催についてお知らせ

飯田税務署では、具体的な決算の仕方や、青色申告決算書、収支内訳書及び消費税申告の作成等について説明会を開催します。

○事業所得を有する青色申告者

- 令和6年12月3日(火) 14:00~16:00 豊丘村役場保健センター 2階
- 令和6年12月9日(月) 14:00~16:00 飯田税務署 2階会議室
- 令和6年12月12日(木) 14:00~16:00 下條村商工会館 2階

○農業所得を有する青色申告者

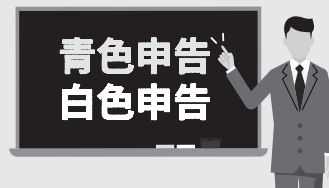
- 令和6年12月3日(火) 10:00~12:00 豊丘村役場保健センター 2階
- 令和6年12月5日(木) 10:00~12:00 JAみなみ信州本所 1階 みなみちゃんホール

○白色事業所得者等

- 令和6年12月10日(火) 14:00~16:00 飯田税務署 2階会議室

○消費税課税事業者等

- 令和6年12月10日(火) 10:00~12:00 飯田税務署 2階会議室



留意事項

- 各会場定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
- お問い合わせは飯田税務署まで。開催会場へ直接のお問い合わせはご遠慮ください。

今年の健診を受けましたか？

健診を受けて自分の身体を知ろう！！

売木村の健診や血液検査の結果を見ると、高血圧や高血糖で判定される方が多くみられます。これらは、初期には特別な自覚症状がほとんど現れないことが多く、放置しておくとう動脈硬化を進め、気が付いた時には重症化していることがあります。重症化すると心疾患や脳血管疾患など日本人の死因の多くを占める生活習慣病を発症することとなってしまいます。

最近では、こういった生活習慣病により、高齢になり腎臓の機能が低下し、体内の毒素を身体の外へ排出できなくなるという腎不全になる方がみられます。腎不全になると透析が必要となり、生活・身体的にも経済的にも負担が大きく、日常生活に制限が強いられます。

また、病院に受診し服薬を続けている方でも、上手くコントロールできていない方が多くみられます。薬を飲んでいれば良いだけでなく、定期的な血液検査を受け、食生活や運動などの生活習慣について振り返り、改善することが大切です。皆さんも自分ができることから始めてみませんか？

今年度まだ基本健診やがん検診を受けていない方、ぜひこの機会に健診を受けましょう。健診については、役場 保健師（TEL28-2311）までお問合せください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

マイナポータルを利用した国民年金関係の電子申請について

国民年金の下記の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

電子申請可能な申請書等

- ・国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ・付加保険料納付（辞退）申出
- ・付加保険料納付該当（非該当）届
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例申請
- ・産前産後免除該当届
- ・口座振替納付（変更）申出 兼 還付金振込方法（変更）申出
- ・口座振替辞退申出

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和6年10月1日から時間額998円に改正されました。この機会に、ご確認ください。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

【お問い合わせ先】

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室（☎026-223-0555）

または最寄りの労働基準監督署へ

【助成金に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室（☎026-223-0560）

キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課（☎026-226-0866）



転倒事故にご注意を！

いつでも、どこでも、だれでも、起き得るのが転倒災害ですが、冬季は氷雪の影響で増加します。除雪や融雪で安全通路の確保、融雪マットの設置等で対策を。また、日頃からの健康体操により転倒しない身体づくりをしましょう。



飯田労働基準監督署 ☎0265-22-2635

転倒予防資料



長野県森林づくり県民税が活用されています。

森林は水や空気を育み、土砂災害や地球温暖化を抑制するなど様々な働きをもっています。

そのような森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、長野県では「長野県森林づくり県民税」（通称：森林税）が導入されています。

森林税は、地域主体の里山整備活動の支援や、広く県民が利用する施設の木造・木質化、倒れやすい危険な木の伐採などに使われています。



軒川地区で支障木伐採しました。

さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集

令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査窓口まで
お問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

新職員紹介(10月1日付)



おか けいし
岡 慶志
(地域おこし協力隊)

食べることに大好き！岡慶志です！道の駅でパンを焼いています。

まだまだ勉強中の身ではありますが、パンを通して売木村の魅力を発信し、地域振興に携わって参ります。

美味しいパンで元気をお届けします！

パンは金土日販売しています。

是非買いにきてください。
よろしくお願いいたします。



新職員紹介(9月1日付)



しが まり こ
志賀麻理子
(地域おこし協力隊)

地域おこし協力隊で滋賀県から参りました志賀麻理子です。

村の小学生には「滋賀県から来た志賀さんだ！」と、移住して間もないうちに覚えてもらい嬉しい限りです。

趣味は「和楽器演奏」「仲間とわいわいする事」「二歳になる孫と売木をお散歩する事」です。

仕事では、役場産業課でイベント・観光を担当させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

うるぎダイアリー



8月
お盆行事

天気が心配されていましたが無事開催されました。15日には協賛の煙火大花や夜店で賑い、16日は新盆家庭から届けられた灯籠を飾り、盆踊りが行われました。23日のうら盆にも多勢参加して、盆踊りを楽しみました。



10月13日
うるぎトライアルRUN

快晴の中うるぎトライアルRUNが開催されました。村内外から136名のランナーが参加し村内を駆け抜けていきました。